

やまと芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月29日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第38号

やまと芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

やまと芸術文化ホール条例施行規則（平成26年大和市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「指定管理者が条例第3条第1号に掲げる」を「市が主催し、又は共催する」に改め、同項第2号中「市が主催又は共催する」を「指定管理者が条例第3条第1号に掲げる」に改め、同項第3号中「又は」を「若しくは」に、「等」を「又は市内を中心に活動する営利を目的としない団体若しくは法人が5年以上ごとに行う周年事業等の特別かつ大規模な催し」に改める。

別表第1利用計画書の受付期間の欄中「10日」を「16日」に改め、同表備考第1項中「在住、在勤」を「在住し、在勤し、」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。